

都 市 公 園 の 設 置

新たに都市公園を設置するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 7 年（2025 年）3 月 7 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 都市公園の名称、位置及び区域

名称	位置	区域
台くわがた公園	鎌倉市台三丁目 666 番 14	別紙図面のとおり

（別紙図面は省略し、鎌倉市都市景観部みどり公園課において縦覧に供する。）

2 供用開始の期日

令和 7 年（2025 年）3 月 7 日